

十 十 十 十 十
六 五 四 三 二

の	中	払	払	償	償	後	第
取	途	込	込	還	還	の	二
扱	換	場	期	金	期	利	期
い	金	所	日	額	限	子	以

期が銀行休業日に当たるともは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十二号において規定
する期日について同じ。）。

額面金額 × $\frac{0.05}{100} \times \frac{1}{2}$

毎年二月十五日及び八月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
（一）式次う一年中途換金の買取りは、支店額面金額百円につき百円平成十三年八月十五日。日本銀行の本店又は支店額面金額百円につき百円平成十三年八月十五日を支払う。
ら平成三十二年に区分にし算出した金額とする。その買取金額は、平成三十一年八月十五日から平成三十一年八月十五日までの算

(二) 領面金額 + 経過利子に相当する金額 - (初期利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ + 第二期利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$)

額面金額十経過利子に相当する金額
 $\times \frac{79.685}{100} \times 2$

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法）

（昭和二十五年法律第七十三号）

(一) 金そ買人の月をつ災十救すは指第昭へ人が養第正益する特定障害者扶養信託契約の一部を改受する事項に規定す
 額れ取こ向十有た害八助る当定二和特が、信一項の相続税法等の一項に規定す
 平とぞ金とけ五すとが号法。該都百二別、死託項に相続税法第三条の四第一項に規定す
 すれ額が国日るき発（）（）市市五十区又亡契に相続税法第三条の四第一項に規定す
 三るのはで債前者に生に昭ののに十二をはし約規定する特二十五年法律第四十二条に規定す
 十一年二月十五日か
 算、きのでがはしよ和区区あ二年含そたのと受益者扶養信託契約の一部を改受す
 式次る中あ、当、る二域若つ条法みのと受益者扶養信託契約の一部を改受す
 にのも途つ平該當救十にしての律、居きに住にはを別十一年法律第四十二条に規定す
 よ区の換て成個該助二おくは十第地方すはそ含障害条による改受す
 り分と金も三人災の年いは、九六地方すはそ含障害条による改受す
 算にしを、十向害行法て總當第十自る市のむ害条の者の改受す
 出応、請當一けにわ律、合該一七治市町相。者四改受す
 しじそ求該年国かれ第災区市項号法町相。扶四改受す
 た、のす個八債かる百害と又の（）（）村続（）扶四改受す

元利金支
払場所

(二) 平成三十一年八月十五日以前の毎回の額に相当する金額を、(初期利子に相当する額) × $\frac{79.685}{100}$ + 経過利子に相当する金額とする。

平成三十一年八月十五日以前の場合の額に相当する金額を、(初期利子に相当する額) + 経過利子に相当する金額 + 経過利子に相当する金額 - 経過利子に相当する金額とする。